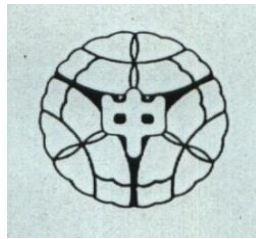


令和5年度 学校いじめ防止基本方針



『己の欲せざるところは人に施すなかれ。

行いて得ざることあれば、これを己に返り求む。

右は物に接するの要なり。』

(自分が嫌がることは人にもしない。人に接してうまくいかない時は
自分が反省する。これが人とかかわりのなかで大切なことである。)

～ 敬業館校訓より～

姫路市立林田中学校

1 学校の方針

本校では、校訓『自立・協同・生産』、本年度教育目標『自ら学び、心豊かで活力のある生徒の育成』とし、個々の生徒との人間的なふれあい、担任やスクールカウンセラーによる教育相談など、人間的なふれあいを大切にする生徒指導を推進している。いじめを未然防止・早期発見・早期対応するために、全職員が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、組織的に対応することが重要である。そこで、すべての生徒が、学校の内外を問わず、安心して生活を送ることができる様に、『姫路市立林田中学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止と、早期発見・早期対応に取り組む。そのためにも、教職員全員が、「いじめは、人間として、絶対に許さない」という強い信念をもつとともに、学校中に「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」といういじめ根絶の土壌をつくることを共通理解し、組織的に共通行動することが重要である。そのため、いじめ防止等を全教育活動を通じて包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

【構 成 員】

校長及び教頭、生徒指導、学年担当、学年生徒指導担当、養護教諭、人権教育担当、スクールカウンセラー、S S Wから構成し、随時、関係職員が参加することとする。

【学校職員以外】

P T A本部役員、学校評議員、民生児童委員等から構成する。

《 活 動 内 容 》

- ①いじめの未然防止に関する取組と評価（学校いじめ防止基本方針の見直し、改善）
 - ②いじめの早期発見のためのアンケート実施
 - ③いじめ事案に対する迅速かつ適切な対応について、整理・分析
 - ④校内研修会の企画・運営、改善
 - ⑤重大ないじめ事案の判断かつ対応内容の確認
- (2) 職員会議・生徒指導部会での情報共有及び共通理解
- 月1回の職員会議および生徒指導部会において、要配慮生徒に関わる現状の様子や指導内容等についての情報を共有し、具体的な対応ができるための共通理解を図る。

(3) ケース検討会議の設置

本校内外の過去のいじめ事案をはじめ、想定されるいじめ事案等を用いた事例検討を行うことによって、より適切かつ迅速な対応能力を備える職員集団づくりのためのケース検討会議を設置する。

4 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめ未然防止のための取組・・・別紙「いじめ防止等の対策年間指導計画」

- 道徳教育の要である道徳科の指導を通じて、生徒一人一人が自己を見つめ、人間としてのよりよい在り方や生き方、道徳的価値について自覚を深め、自尊感情や自己肯定感を高められるように努める。また、全教育活動を通じて、ライフスキル教育の推進を図り、相手や仲間の気持ちを考え、思いやりの心をもって行動できる道徳的実践力の育成に努める。
- 全校生徒のインターネット等の利用状況やセキュリティ状況等について把握し、国や県、関係諸機関等からの各種調査を有効に活用して現状把握に努める。また、生徒及び保護者が発信した情報の高度の流通性や、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性等を踏まえて、インターネット上でのいじめを防止し、効果的に対処することができるように「情報モラル講習会・研修会」等を開催する。また、生徒や保護者向けに啓発資料を配布やネットトラブル対策講座を実施し、ネット環境の現状や、家庭でのルール作りを行うことの大切さを周知するように努める。

(2) いじめ早期発見のための取組

- 「いじめはどの学級でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で生徒を見守り、情報を共有する。
- アンケート調査を学期に1回行い、生活ノートを通して、日常的に生徒の様子を把握し、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知するように取り組む。
- 「おかしい？」と感じた生徒がいる場合には、学年や生活指導部会等で情報を共有し、大勢の目で生徒を見守る。
- 生徒の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動等を行い、悩み等を聴き生徒理解に努める。

(3) いじめ早期対応・早期解決のための取組

- いじめ問題を発見したり、いじめ問題が発覚したりした場合には、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- 対応にあたっては、学級担任だけで抱え込むことなく、全職員がその事実を共有するとともに、校長は、直ちに「いじめ対策委員会」を開催し、その適切な対応等について協議し、組織的かつ機能的な役割分担を行って、いじめ問題の早期解決にあたる。
- 「いじめ対策委員会」では、いじめをやめさせ、その再発、悪化を防止するためにも、いじめられた生徒とその保護者に対する支援内容・方法と、いじめた生徒への指導、その保護者への指導と助言等についても協議する。なお、関係保護者が、事実に係る情報等を共有する際には、必要な措置を講ずると同時に、十分な配慮をして対処する。
- いじめ問題の対応にあたっては、第一にいじめられた生徒の身の安全と安心を最優先に図る。必要に応じて、いじめられた生徒の保護者と相談の上で、一定期間、別室等において学習・生活するなどの措置を講ずる。また、情報収集に際しても細心の注意をはらいながら事実確認や指導等を行い、いじめた側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- いじめにより、生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- いじめにより、生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査にあたる）があると認められた場合
- 生徒や保護者等から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあり、「いじめ防止対策委員会」が認めた場合

(2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、姫路市教育委員会に速やかに報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、姫路市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。

また教育委員会が主体となる場合は、「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行い、構成委員は、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。調査結果については、いじめられた生徒及びその保護者、いじめた生徒及びその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

調査結果を姫路市教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

6 事後の対応

(1) 生徒への指導・支援

いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を保護し、心配や不安を取り除き、いじめを行った生徒に相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、人間成長につながるよう働きかける。

(2) いじめの解消

謝罪をもって解消とせず、いじめを受けた生徒が心理的又は物理的な影響を与える行為が止んだ状態や苦痛を感じていないことが、少なくとも3ヵ月は継続していることを本人及び保護者への面談により確認できたことををもって解消とする。

7 その他の事項

いじめ防止についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校基本方針は学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者会や地域での会合、民生委員との連絡会、愛護育成会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努め、誰からも信頼される学校を目指す。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ防止対策チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、保護者等や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

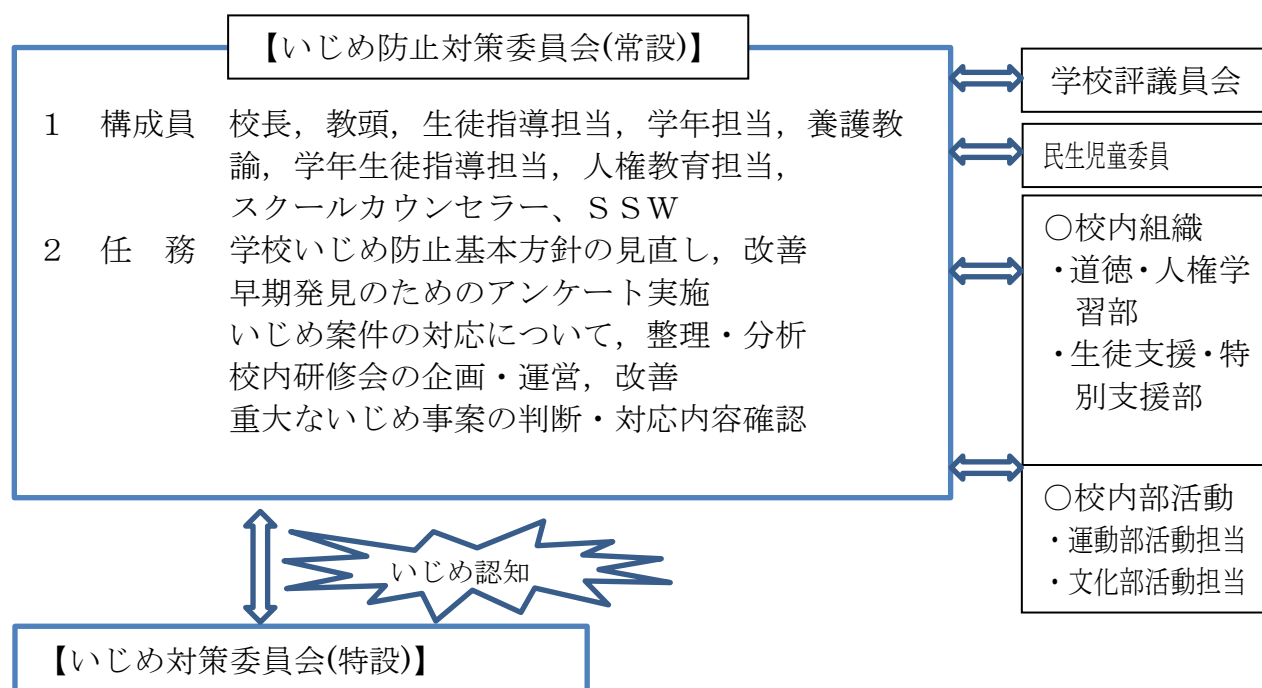
さらに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

【 年間指導計画 】

月	職員会議・研修等	未然防止	早期発見	保護者・地域
3月	いじめ防止対策委員会 [方針見直し・改善] [次年度計画作成]	小中情報交換（入学前小中連絡会）		学校評議員会
4月	いじめ防止対策委員会 [共通理解]	お互いをもっとよく知ろう（ライブロ）全校生		
5月	研究授業（道徳）	いじめ防止教室（1年生）	家庭訪問 教育相談	
6月	事例研修 小中合同朝の挨拶運動 ノーメディア週間	入学後小中連絡会 ストレス度チェック（SCによる） 自分の気持ちをうまく伝える（ライブロ）1年 メディアの影響（ライブロ）2年 より良い決定をする（ライブロ）3年	教育相談 いじめアンケート メディアリテラシー週間反省	
7月	保護者向け啓発	ネット防犯教室（全校生） 性教育（3年生） 薬物乱用防止教室（3年） QUテスト	三者懇談 （保護者会）	学校評議員会 地域啓発活動
8月	小中合同教職員研修 （カウンセリング研修）			愛護部校区巡回補導（毎日）
9月	いじめ防止対策委員会 [共通理解] 愛護育成会講演会	地域啓発活動		環境浄化研修会
10月	研究授業（道徳）	危険行動を避ける（ライブロ）2年 自分の気持ちをうまく伝える（ライブロ）3年	教育相談	
11月	小中合同朝の挨拶運動 ノーメディア週間	自己イメージを改善しよう（ライブロ）1年 喫煙や飲酒の誘いに対処する（ライブロ）2年	いじめアンケート 教育相談	授業公開
12月	研究授業（道徳）			学校評議員会
1月	いじめ防止対策委員会 [共通理解]	性教育（1年生） ストレスの矢（ライブロ）1年 怒りへの対応（ライブロ）2年 前向きに生きよう（ライブロ）3年		保護者への学校評価アンケート
2月	研究授業（道徳） カウンセリング研修 ノーメディア週間		いじめアンケート 教育相談	環境浄化研修会

校内指導体制及び関係機関

1. 「いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こりうる」、「いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい」との認識のもと、気づきの力を学校全体で高め、「いじめをしない・許さない」という強い意志において、組織的な取組を行う。
2. いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
また、いじめと疑われる案件を認知すれば、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を特設する。
3. 「いじめ対策委員会」を中心とし、特定の教員がいじめ問題を抱込むことのないように、教職員全体で共通理解をはかり、報告・連絡・相談を確実に行之、迅速で適切な解決を図る。
4. 学校全体で総合的ないじめ対策を行うため、「いじめ防止対策委員会」は、いじめ問題への対応の分析を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するため、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



未然防止(自己有用感・規律・学力)	早期発見(信頼関係・気づき力・連携力)
○道徳人権教育の充実 ○ライフスキル教育の推進 ○情報教育の充実 ○教科指導の充実 ○教育相談の充実 ○特別活動の充実 ○保護者地域との連携	○情報の収集 ○相談体制の確立 ○情報の共有 ○教師の生徒観察

いじめを認知したときの組織対応

【いじめ対策委員会(特設)】

1 構成員 校長，教頭，生徒指導担当，学年担当，養護教諭，人権教育担当
スクールカウンセラー，S S W、当該学級担任，当該部活動顧問，当該学年職員

2 任 務 迅速かつ適切な解決のために調査・報告・相談・支援・指導を行う。

(1) 調査班(当該学年職員，当該部活動顧問 等)

事実確認，アンケート調査等により情報収集と記録

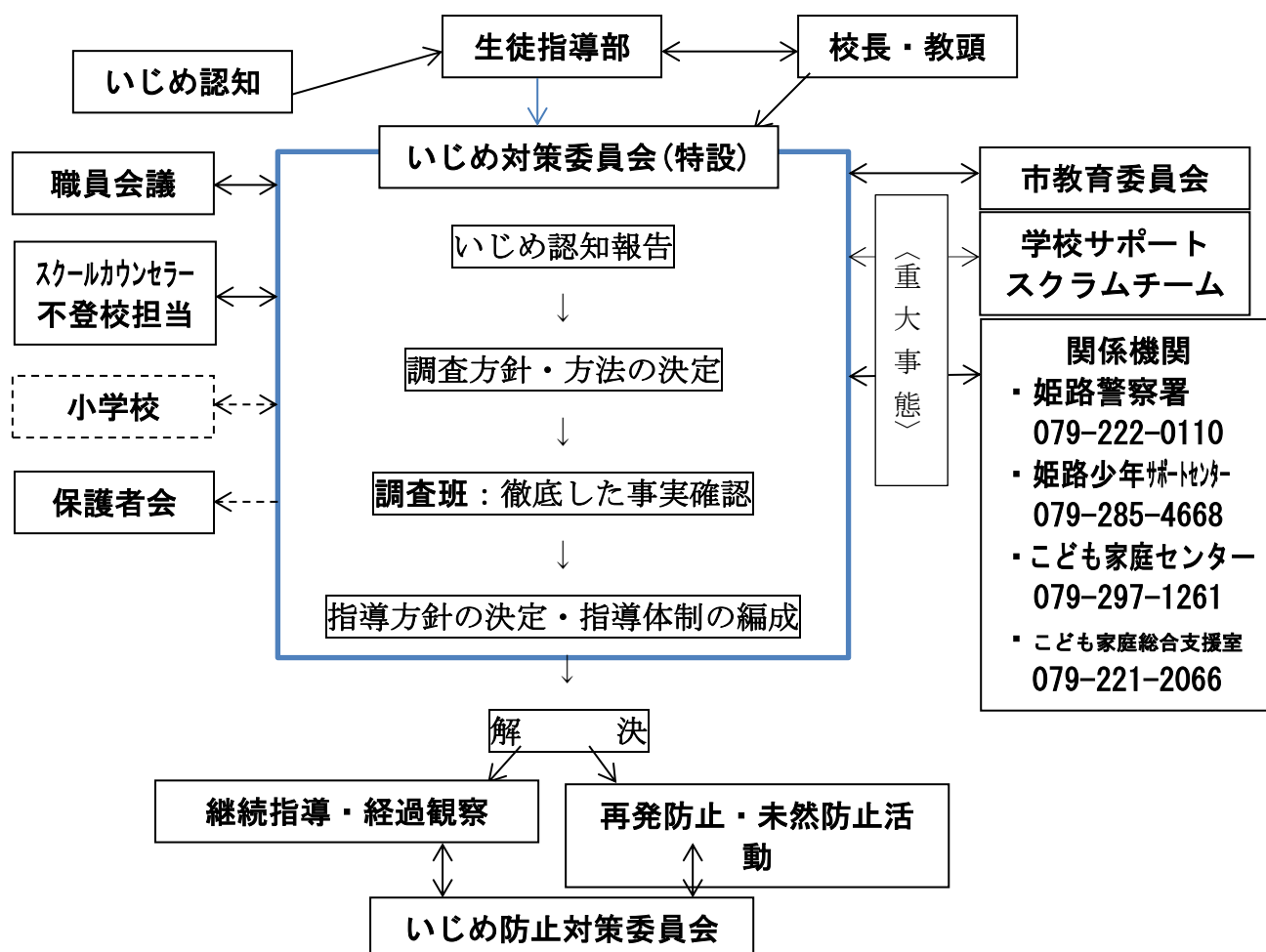
(2) 対応班(当該学年担当・担任・顧問，生徒指導担当，スクールカウンセラー，
人権教育担当，養護教諭 等)

○加害者・被害者・保護者への指導・支援対応：当該学年・部顧問・S C・S S W
・養護教諭

○マスコミ窓口：管理職 → 主幹教諭

○関係機関連携窓口：生徒指導担当

3 対応の流れ



《 参考 》

「林田中学校 いじめアンケート」

月

皆さんは、学校の友だちの誰かから、いじわるをされたり、嫌な思いをさせられたりしたことがありますか。

いじわるや嫌なことをみんなからされたり、何度も繰り返されたりした人は、どうしてよいかわからずに、とても苦しい思いやつらい思いをしています。

これから皆さんに質問するのは、そうしたいじわるや嫌なことをされた体験についてです。

いじわるや嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、今年の4月から学校の友だちの誰かに、次のようなことをされましたか。①から⑨のそれぞれについて、(ある) か (ない)のどちらかに、○をつけて下さい。

年 組 番 名前

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われた。
(ある ない)
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされた。
(ある ない)
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした。
(ある ない)
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりした。
(ある ない)
- ⑤ 金品をたかられた。
(ある ない)
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりした。
(ある ない)
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりした。
(ある ない)
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされた。
(ある ない)
- ⑨ 友だちがいじわるをされたり嫌な思いをしったりしているのを見たことがある。
(ある ない)
- 学校や家庭・地域での日常生活で困っていることがある。
(ある ない)

○実施者と時期

生徒指導部が中心となり各学期の教育相談週間前に学級毎に実施。(年3回)

※第2回目のアンケート調査は保護者と共に記入する方式で実施。

○アンケートの方法と管理

①アンケートは、学活中に担任が読み上げて一問ずつ回答する。

②アンケート用紙は全員回収し、各担任が内容の確認をする。

③いじめの疑いがある事案に関しては学年主任へ報告し、いじめ対策委員会及び学年で対応を協議する。

④教育相談で内容について確認を行うとともに、周囲より情報収集を行う。

⑤いじめに関する情報はいじめ対策委員会(学年主任・生徒指導部・管理職)へ報告する。

⑥アンケート用紙は、毎回、回収し学年毎に保管する。卒業後1年間まで保管する。

(管理箱2において保管 → *指導報告書(絆)も記録として保管する)